

令和7年度 第1回

久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会

日時：2025年12月16日（火）

場所：常陸河川国道事務所FG会議室

WEB会議併用

午後5時05分 開会

1. 開 会

<秋元副所長>

定刻となりましたので、ただいまより第1回久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会を開催させていただきたいと思っております。

私は、本日の進行を務めさせていただきます常陸河川国道事務所副所長をしております秋元と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、久慈川水系河川整備計画の点検、久慈川直轄河川改修事業の再評価について審議を予定しております。なお、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領の中では、河川整備計画の点検のための委員会が設置されている場合にはその中で審議を行い、その結果を関東地方整備局が設置している事業評価監視委員会に報告するといった形となっております。本日の審議結果については、今後、事業評価監視委員会の際に報告させていただきます。

本日はWEBを併用しての会議となりますので、委員の皆様におかれましては、発言の際にお名前を言ってからご発言をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

WEB会議でご参加の委員の皆様につきましては、音声の不通や途切れ、画像が乱れた場合は画像をオフにさせていただくなど、通信負荷の低減化をしていただくなどの対処をお願いできればと思います。また、発言している方のみマイクをオンにいただくことで、発言者の音声を拾いやすくなるようにしたいと考えますので、ご協力をお願いいたします。

記者発表の際に会議の公開をお知らせしておりますが、カメラ撮りは冒頭の委員長挨拶までとさせていただきます。また、お配りしております、取材に当たっての注意事項に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行にご協力をいただきたいと思います。

あわせて、事務所職員による記録撮影を行っておりますので、ご了承ください。

また、一般傍聴の希望がございましたので、別室に映像と音声を流しますので、ご承知おきください。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。資料目録、議事次第、委員名簿、座席表、「久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会運営要領（案）」、資料1「久慈

川水系河川整備計画の点検について」、資料2「久慈川直轄河川改修事業」、資料3「久慈川直轄河川改修事業（様式集）」、参考資料1「久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会規則」、参考資料2「久慈川水系河川整備計画」、参考資料3「久慈川水系河川整備基本方針」をお配りしております。不足等がございましたらお知らせください。——大丈夫でしょうか。

2. 挨拶

<秋元副所長>

次に、議事次第2の常陸河川国道事務所長より挨拶をいたします。佐々木事務所長、お願いします。

<佐々木事務所長>

事務所長の佐々木でございます。引き続きのご参加で大変申しわけございません。令和7年度第1回久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会にご参加いただきありがとうございます。

先ほどの那珂川と同様に、久慈川についても社会情勢の変化とか事業の進捗状況を踏まえてしっかり点検していくことが重要かと思っております。同じく、本日は久慈川河川整備計画の点検とか事業再評価についてご説明させていただきます。久慈川のよい整備に向けて忌憚のないご意見等をいただければと思います。長時間の審議になってしまいますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

3. 委員紹介

<秋元副所長>

議事次第の3、委員の方々のご紹介をさせていただきます。

桐原委員。

<桐原委員>

よろしく申し上げます。

<秋元副所長>

白川委員は、本日はご都合により欠席となっております。

武若委員。

<武若委員>

武若です。よろしくお願いいたします。

<秋元副所長>

永井委員。

<永井委員>

永井です。よろしくお願いいたします。

<秋元副所長>

藤田委員。本日はWEBにて参加をいただいております。

<秋元副所長>

横木委員。本日はWEBにて参加をいただいております。

<横木委員長>

よろしくお願いいたします。

<秋元副所長>

吉田委員。

<吉田委員>

よろしくお願いいたします。

<秋元副所長>

和田委員。本日はWEBにて参加いただいております。

4. 委員長挨拶

<秋元副所長>

続きまして、議事次第4の委員長挨拶として、横木委員長よりご挨拶をお願いいたします。

<横木委員長>

引き続きということで、遅くまでどうもご苦労さまで、よろしくお願いいたします。

委員会のつくりは、先ほどの那珂川と同じで、最初に整備計画の点検をしていただいて、後半が改修事業を継続するかどうかというご審議をいただきます。那珂川、久慈川は、どちらも茨城県と栃木県にかかっている川で、地元の方も、隣をちよろちよろ見ながらやっていると思います。よく似ているといえは似ているかもしれませんが、それぞれ特色のある河川ですし、河川整備も行われております。那珂川もそうですが、河川そのもの、流域の環境も、いいものを後世に残すという観点や、いろいろな観点から

ご意見をいただき、よりよいものを残していければということだと思いますので、皆様のご審議、どうぞよろしくお願いいたします。

<秋元副所長>

誠に申しわけございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

5. 久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会の規則及び運営要領の変更

<秋元副所長>

まず初めに、議事次第の5、久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会の規則及び運営要領の変更について、ご説明をさせていただきます。

当初の規則については、第4条に、委員会の会議は委員長が招集するという条項がありましたが、これが削除になって、5条以下が繰り上がっております。

それに伴いまして、フォローアップ委員会の運営要領につきましては、第2条はもともと「委員会は、関東地方整備局長の要請を受け、委員長が招集する」となっていましたが、それが「委員会は、関東地方整備局長から委任された常陸河川国道事務所長が招集する」と変更になっております。

第3条については、(委員会の成立条件等)の「等」が消えまして、「委員会は委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない」となり、第3条の2「審議を行う案件について可否同数の場合は、委員長が決する」については削除になっております。

この2点と、第1条の「本運営要領は、久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会規則第6条に基づき」が、先ほどの第4条がなくなったことによって繰り上がりましたので、第6条が第5条に変更になっております。

こちらで運営要領を変更させていただきたいと思いますが、ご意見等ございましたらよろしくお願ひします。特段、ご意見等がなければ、よろしければ原案のとおり運営要領の(案)を取ることにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

<秋元副所長>

ありがとうございます。

(案)が取れた運営要領については、各委員の皆様の座席上に配付させていただきます

ので、ご確認をお願いします。WEB 参加の委員の皆様におかれましては、会議後にメールさせていただきます。

今後は、会議は原則としてこの規則及び運営要領に沿って運営をさせていただきます。

6. 議 事

1) 河川整備計画の点検

<秋元副所長>

引き続き、議事次第の議事に入らせていただきます。

委員長、議事の進行をお願いします。

<横木委員長>

議事次第の6の1)「河川整備計画の点検」に入りたいと思います。事務局から資料のご説明をお願いいたします。

<小平流域治水課長>

先ほどに引き続きまして、流域治水課の小平より説明させていただきます。

資料1をご覧ください。「久慈川水系河川整備計画の点検について」です。先ほど那珂川で説明した資料とかぶっているところがございますので、その辺は割愛しながら説明させていただきたいと思います。

1ページ、2ページは、先ほど那珂川のほうで説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

3ページです。2「流域の社会情勢の変化」、「流域の概要」です。久慈川の幹川流路延長は124km、流域面積は約1490km²、流域内人口約15万人となります。人口の推移としては、福島県・茨城県・栃木県の人口の推移は、昭和45年から平成12年まで茨城県で人口の増加が見られたものの、それ以降はやや緩やかな減少傾向にあります。河川整備計画の変更以降、土地利用、人口・資産等に大きな変化はありません。

4ページです。「洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題」です。まず、堤防の整備状況につきまして、久慈川について、支川を含めて計画断面として完成したものが36.1km、断面不足となっているものが48km、山付等で不必要なものが13.2km、合計で97.3kmという状況です。久慈川水系の大臣管理区間においては、河道整備等の治水対策を流域全体で役割分担し推進してきておりますが、流域の社会・経済的な重要性を踏まえると十分ではないという状況です。また、令和

元年 10 月、東日本台風における被害が発生したことから、社会経済被害の最小化のためにハード・ソフト対策が一体となった「久慈川緊急治水対策プロジェクト」として進めています。

堤防の浸透に対する安全性です。支川を含めて点検対象区間が 73.2km、そのうち浸透対策が必要な区間として 54.1km で、74%が対象となっています。久慈川の堤防は、長い歴史の中で順次構築されており、構造物が整備された時期や区間によって築堤材料や施工法が異なるために堤体の強度が不均一であるということで、堤防の浸透に対する安全性に関して点検を実施し、浸透に対する安全性の不足する箇所については対策を実施してきている状況です。

右側に、堤防の安全性に影響を及ぼす水衝部の関係について記載しています。施設の能力を上回る洪水の発生状況について、河川防災ステーションや水防拠点の整備等のハード対策、河川情報伝達システムの整備、洪水浸水想定区域図の公表、地方公共団体の洪水ハザードマップ作成支援等のソフト対策を推進しているところです。令和元年 10 月洪水では、広範囲に強い降雨が続き、同時多発的に被害が発生したことから、関係機関との連携、円滑な水防・避難行動のための体制等の充実を図ることが必要です。5 ページです。「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題」として記載しています。久慈川については、農業用水は最大取水量が合計で約 10.8m³/s 利用されています。農業用水は、季節等により利用量が大きく変動しております。また、都市用水は、水道用水として最大約 1.4m³/s、工業用水として最大約 0.4m³/s が利用されている状況です。久慈川は、代かきの開始等により農業用水の利用が増加する 4 月末から 5 月初めの流量減少時に、河口から約 4.3km 上流にある日立市の水道用水の取水口まで塩分が遡上することがあるため、しばしば取水障害を引き起こしている状況です。

左下の写真は、取水口の入り口に塩水障害があるときには、このように川を少し土嚢等でせき止めて、上流からのきれいな塩水遡上のない水を汲みやすくするような取り組みをしています。

「河川環境の整備と保全に関する現状と課題」として、「水質」については、久慈川の水質は、BOD（75%）で評価すると、全地点で環境基準値を達成しています。

次に、「自然環境」ですが、下流部は古くから水害防備林として竹林が整備され、久慈川を代表する景観を形成しており、中流部と同様に連続した瀬と淵が形成され、アユ

等の良好な生息・産卵場となっています。また、砂礫河原は、カワラハハコ等の植物の生育やイカルチドリ等の鳥類の生息・繁殖場となっている状況です。砂礫河原においては、植生が徐々に侵入してきており、特に近年、外来種であるシナダレスズメガヤ等の面積が急増しており、今後の増加が懸念されているところです。

「河川空間の利用」については、グラウンドや親水公園、サイクリングロード等が整備され、スポーツやレクリエーション、憩いの場として利用されています。また、河口の汽水域では、ジェットスキーやバーベキューの利用者や釣り人で賑わっていますが、バーベキュー関係のごみの投棄や侵入禁止区域でのジェットスキー運転などの問題が見られ、安全で秩序ある水面利用が望まれている状況です。

「景観」としては、辰ノ口堰下流から富岡橋周辺まで、水害防備林として植林された竹林が連続して分布し、連続した瀬と淵、砂礫河原が広がる良好な河川景観を有している状況です。

6 ページです。「河川維持管理の現状と課題」として、河川の管理は、災害の発生の防止または軽減ということで、効果的・効率的に維持管理を実施する必要があります。堤防または護岸についても、堤防除草、点検、河川巡視等により、異常・損傷箇所の早期発見に努め、必要に応じて補修等を実施する必要があります。

上流部、支川等について、上から流れてくるごみの問題のほか、河川利用者によるごみの不法投棄などの問題があります。

不法係留船や不法係留施設については、河川管理上、支障となっている状況があります。

7 ページです。河道の維持管理については、出水による河岸洗掘、構造物周辺の深掘れ、洪水流下の阻害となる土砂堆積、樹林化の進行等、適切に維持管理を行う必要があります。久慈川においては、樋門が 54 所、床固めが 5 カ所等の河川管理施設が設置されており、設置から 50 年以上経過した樋門が全体数の約 7 割を占め、老朽化による機能低下及び堤防や護岸等の関連施設の安全性低下が大きな課題となっています。同じく橋梁や樋門・樋管等の許可工作物については、施設の管理状況を把握して必要に応じて対策していくことが必要となっています。

雨量観測所、水位観測所等を設置し、観測・監視を行っています。得られる情報は非常に重要なもので、定期的な点検や補修、更新等を行う必要があります。また、水防団員の減少、高齢化等が進み、水防活動の弱体化が懸念されていることから、水防協力団体の指定を行い、水防体制の水準を確保していく必要があります。

右下は、水質事故が発生した場合について記載しています。

8 ページです。「新たな課題」です。「近年の豪雨災害で明らかとなった全国的な課題」、「気候変動の影響による課題」については、先ほど那珂川で説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

9 ページです。「河川改修の経緯」です。久慈川においては、昭和 13 年に直轄河川改修事業に着手しました。昭和 41 年に工事实施基本計画を策定し、昭和 49 年に改訂しています。平成 9 年の河川法改正を受けまして、平成 20 年に久慈川水系河川整備基本方針、平成 30 年に久慈川水系河川整備計画を策定後、令和元年東日本台風の被害状況等を踏まえ、令和 2 年 9 月に久慈川水系河川整備計画を変更しています。

10 ページです。「過去の洪水等による災害の発生の状況」です。直近では昭和 61 年 8 月の台風 10 号、令和元年 10 月の東日本台風が代表的な洪水です。

11 ページは、「令和元年東日本台風（台風第 19 号）について」です。大型の台風 19 号が関東地方を直撃し、広範囲に強い雨が降り続いた影響で、記録的な大雨となりました。久慈川では河川水位が氾濫危険水位を大幅に超過し、堤防の決壊及び越水・溢水被害が発生しています。久慈川の国管理区間において、3カ所で堤防が決壊しています。

12 ページです。「洪水の発生状況」です。上段の表は、観測地点山方上流域における最大 2 日雨量の経年変化を整理しているもの、下段は山方地点における年最大流量の経年変化として整理しています。山方上流では、令和元年 10 月洪水において、流域 2 日間の雨量 256mm を観測しています。流量については、同じく山方で戦後最大の流量となる 3700m³/s を記録しました。なお、河川整備計画変更以降、大規模な洪水等は発生していません。

13 ページです。「渇水の発生状況・水質の状況」です。久慈川は農業用水をはじめとして水道用水、工業用水として水が利用されています。代かきの開始により農業用水の利用が増加する流量減少時に、塩分遡上によりしばしば取水障害を引き起こしています。久慈川の水質については、BOD（75%値）で評価すると、本川・支川のいずれの地点においても環境基準を達成しています。河川整備計画変更以降、水利用や水質、自然環境などの状況に大きな変化はありません。

左は、渇水被害発生の対策と状況を整理しています。

14 ページです。3 「地域の意向」、「地域からの主な要望事項」です。久慈川において

は久慈川改修期成同盟会がありまして、こちらから要望書を提出いただいています。要望内容は3つありまして、1点目は久慈川水系流域治水プロジェクト及び久慈川緊急治水対策プロジェクトの推進について。2点目は「国土強靱化実施中期計画」を早期に策定し、継続的、安定的に国土強靱化に必要な予算・財源を別枠で確保すること。3点目は個別要望項目として、期成同盟会に含まれている市長、町長から個別の要望をいただいています。

15 ページです。4「事業の進捗状況」、「河川整備計画の概要」です。計画対象区間については、河川名が久慈川として27.6km、里川として9.7km、山田川では10.5kmで、現在、河川整備計画を策定しており、対象期間はおおむね30年間となります。

左下、久慈川流量配分図については記載のとおりとなります。

16 ページです。「完了した整備及び現在整備実施中の主な箇所」です。左下に凡例を記載してありまして、黒が施工済み、赤がおおむね7年間。右側が河口、左側が上流です。現状、久慈川緊急治水対策プロジェクトにおいて、主に下流部から中流部に向かって堤防整備を行っており、河道掘削を順次行っている状況です。この先も、令和8年度の完了に向けて、引き続き事業を実施している状況です。

右下の進捗状況については、堤防の整備（霞堤を含む）の進捗率は約40%、河道掘削は約44%、浸水防止対策は2カ所中0カ所、河川防災ステーションは1カ所中0カ所、地震・津波防止対策は2カ所中2カ所という進捗です。

17 ページです。「久慈川緊急治水対策プロジェクト」として、当初、令和2年7月10日に策定しています。目的としては、①「多重防御治水の推進」ということで、河道・流域における対策。②「減災に向けた更なる取組の推進」ということで、ソフト施策を推進しています。当初ですが、全体事業費で約350億円、事業期間は令和元年度から令和6年度まで、目標は、令和元年東日本台風洪水における本川からの越水の防止、対策内容としては、河道掘削、堤防整備、霞堤の整備を進めています。

18 ページです。久慈川緊急治水対策プロジェクトは令和5年4月に見直しを行っておりまして、全体事業を増額しております。事業期間については、令和元年度から令和8年度ということで、2年延伸しています。

19 ページは事業費・事業期間の見直しについて説明しています。事業着手時に発生した課題に対応するために387億円（権限代行区間含む）の増額及び事業期間を2年延伸しています。権限代行区間については下の絵に記載してありまして、下流のほうは国管

理区間、上流が権限代行区間となっています。今回、国の管理区間と県の管理区間についても久慈川の緊急治水対策整備事務所のほうで事業を行っていきまして、この金額になっています。国管理区間については、約 129 億円、事業費を増額しています。

増額の原因としては、土質調査結果による土砂改良の増、現地精査による堤防整備構造の変更。事業期間延伸については、新型コロナウイルス感染拡大の影響、用地買収に伴う関係人員の増加など、用地交渉ができなかったことが理由になっています。

20 ページです。「久慈川緊急治水対策プロジェクトの進捗状況（1）」として、左下に表を整理しています。左側が権限代行区間についての進捗状況、右側が国管理区間についての進捗状況として整理しています。

21 ページです。同じく「進捗状況（2）」として、右の黒枠の中の「事業進捗率（国管理区間 全体）」で、現在、河道掘削が 60%、堤防整備が 61%、用地補償が 93%という進捗状況です。

22 ページです。4 「事業の進捗状況（治水）」、①「堤防の整備」です。現在、久慈川緊急治水対策プロジェクトでは、常陸太田市堅磐町・日立市神田町などでの堤防整備を実施しています。下の絵の赤く線を引いている箇所です。

23 ページです。②「河道掘削」として、現在、久慈川緊急治水対策プロジェクトで、常陸大宮市富岡などで河道内の土砂掘削、樹木伐採を実施しています。

24 ページです。③「霞堤」です。現在、久慈川緊急治水対策プロジェクトでは、那珂市額田地区や常陸大宮市高渡地区などで、地形や現状の土地利用等を考慮した霞堤の整備を実施しているところです。

25 ページです。④「浸透・侵食対策」、⑤「地震・津波遡上対策」、⑥「内水対策」、⑦「施設の能力を上回る洪水を想定した対策」として記載しています。⑦については、現在、常陸太田市小島地区において河川防災ステーションを整備中です。

26 ページです。4 「事業の進捗状況（環境）」、「河川環境の整備と保全に関する事項」として、①「水質の保全」、②「自然環境の保全と再生」、③「人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備」について、記載しています。

27 ページです。4 「事業の進捗状況（維持管理）」、①「堤防の維持管理／河道の維持管理」として、堤防の機能を適切に維持していくために、堤防除草、点検、河川巡視等を行うとともに、河川管理用通路等も適切に維持管理を行っています。河道内の土砂堆積や樹林化の進行について、必要に応じて土砂の除去や樹木の伐採等を実施して

います。また、霞堤を活用した遊水機能等を確保できるよう、河道を適切に維持管理しています。

②「樋門等の維持管理」についても、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い、長寿命化を図っています。

③「許可工作物の機能の維持」として、定められた許可基準等に基づき適切に管理するよう、施設管理者に対して改築等の指導を行っています。

28 ページです。④「不法行為に対する監督・指導」として、不法行為に対して適切な監督・指導を行っています。

⑤「河川等における基礎的な調査・研究」として、流域内の降雨量の観測、河川の水位・流量の観測、河川水質の調査等を継続して実施しています。

⑥「洪水予報、水防警報等の発表」、⑦「観測等の充実」、⑧「特定緊急水防活動」、⑨「排水ポンプ車の活用」、⑩「堤防の決壊時等の復旧対策」について、記載しています。

29 ページです。⑪「洪水氾濫に備えた社会全体での対応」を記載していますが、こちらは那珂川のほうで先ほど説明しましたので、説明は割愛させていただきます。

「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」として、河川水の利用については、日ごろから関係水利使用者等との情報交換に努め、渇水対策が必要な場合には、「久慈川渇水調整協議会」等を通じて関係機関との情報共有並びに連携のもと、利水への対応について必要な調整に努めています。

30 ページです。「河川環境の整備と保全に関する事項」です。①「水質の保全」、②「自然環境の保全と再生」、③「河川空間の適正な利用」、④「景観の保全」について、記載しています。

31 ページです。⑤「環境教育の推進」、⑥「不法投棄対策」、⑦「不法係留船対策」について記載しています。

32 ページです。4「事業の進捗状況（流下能力図）」の説明です。上段が久慈川の着手（令和2年3月）時点、下段が久慈川の現況（令和8年3月）の予定です。左側が下流で右側が上流です。一番左側の0kmから10kmぐらいの地点につきまして、現況で実施している河道の掘削と堤防整備の関係で、流下能力が上がっていることがわかるかと思えます。

33 ページです。左側が里川についての流下能力図で、上段が着手時で令和2年3月、下段が現況で令和8年3月の予定となっています。里川については、下流部の久慈川

の本川と合流する地点で、本川の河道掘削を行っており、その合流部の流れる水の量がふえていますので、里川の流下能力も上がってきている状況です。

右側は山田川についての記載となっておりますが、大きな変化はありません。

34 ページです。4「事業の進捗状況（効果事例）」、「河道掘削による流下能力の向上と動植物の生息場の保全と創出」について記載しています。樹木伐採・河道掘削により流下能力の向上が見込めるとともに、アユ等の生息・産卵場となる瀬と淵が連続する良好な環境の保全や砂礫河原や湿地環境の保全と創出を行い、水際のエコトーンの創出及び改善をすることにより生態系の多様性につなげるということで、記載しています。イメージとして、樹木を伐採することにより平水位付近まで掘削することで水際に砂礫河原が再生され、多様な生物の生息場が期待される状況です。

35 ページです。5「事業の進捗の見通し」です。当面の整備としては、久慈川緊急治水対策プロジェクトにより、堤防の整備、河道掘削による流下能力向上を図るとともに、地形や現状の土地利用等を考慮した霞堤の整備を進め、令和元年東日本台風洪水における久慈川からの越水防止を図ります。また、小島地区においては河川防災ステーションの整備、排水樋管については耐震対策を実施してまいります。

左下の凡例で、黒が施工済み、真ん中がおおむね7年間（令和8年から令和14年）、右がおおむね30年間（令和15年から令和32年）を緑で記載しています。

右側が河口で、現在施工済みのところ、緊急治水対策プロジェクトの関係で堤防整備、または河道掘削が進捗中という状況です。また、おおむね7年間としては、ほぼその上流、最上流部のほうでも引き続き堤防整備を行っていく予定です。この先30年の緑の線については、支川の里川と山田川の堤防整備を行い、本川の中流部の堤防整備、または河道掘削を行っていく予定です。

36 ページです。5「事業の進捗の見通し（コスト縮減の取組）」です。現状の品質を確保した上で、建設発生土の有効活用を行い、コスト縮減を図ってまいります。盛土材は購入せずに、今回、掘削した土砂を有効利用することにより、約35億円のコスト縮減が図れている状況です。

右側は、伐採樹木について、産業廃棄物処分から無料配布に切りかえることにより処分費の削減を図っています。実績としては、令和5年度に里川で約2.5tの配布を実施しています。

37 ページです。6「河川整備に関する新たな視点」、(1)「気候変動を踏まえた治水計

画の見直し」です。こちらは先ほど那珂川で説明させていただきましたので、資料の説明は割愛させていただきます。

38 ページです。(2)「流域治水プロジェクト 2.0」の取り組みとして、久慈川において「流域治水プロジェクト」を令和3年3月に策定しています。また、令和6年3月に「流域治水プロジェクト 2.0」へ更新を行っている状況です。内容としては、久慈川緊急治水対策プロジェクトのように、河道や霞堤の整備、ダムの事前放流、土地利用・住まい方の工夫のほか、流域の流出抑制対策などの取り組みを一層推進していくことで、国管理区間においては気候変動後（2度上昇）においても現行の河川整備計画での目標（戦後最大の令和元年東日本台風洪水規模）と同程度の洪水を安全に流下させ、流域にける浸水被害の軽減を図るとともに、多自然川づくりを推進していくということに記載しています。

具体的には、左側の「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を記載しています。

39 ページは、自然環境が有する多様な機能を生かすためのグリーンインフラの取り組みの推進として記載しています。流域の水環境の多様性や生育環境の連続性と地域振興として記載しており、久慈川水系では治水対策における多自然川づくりとして、流域の水辺環境と自然地・農耕地等の自然環境が有する多様な機能を生かすグリーンインフラの取り組みを推進してまいります。

具体的には、健全なる水循環系の確保、治水対策における多自然川づくり、魅力ある水辺空間・にぎわいの創出、自然環境が有する多様な機能の活用の取り組みとして記載しています。全体に関する取り組みとして、地域ニーズを踏まえた憩いと安らぎのある河川空間の保全として、整備を進めていきたいと思っています。

40 ページです。(3)「多段階の浸水想定図及び水害リスクマップ」についても記載しています。こちらは那珂川と内容が同じなので説明は割愛させていただきます。

41 ページです。「今後取り組むべき課題」、「ネイチャーポジティブなどの世界的な潮流を踏まえた課題」も、先ほど那珂川で説明しましたので、説明は割愛させていただきます。

42 ページです。7「河川整備計画の点検結果（案）」を作成しています。中段より下の「令和7年12月 河川整備計画 第3回点検（今回）」ですが、「流域の社会情勢の変化」、「河川整備の進捗・実施状況」、「河川整備に関する新たな視点」、「地域の意向」

を踏まえまして、最後に下の【点検結果】として案を作成しています。4点ありまして、「河川整備計画に基づく事業を継続実施し、目標の達成に向け整備を着実に実施していく」、「新たな視点を踏まえ、今後、治水計画の見直しを検討していく」、「気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、流域内の関係機関との連携を図り、流域全体での取組を促進していく」、「豊かな自然を再生するとともに、現存する良好な自然環境を極力保全し、安全かつ容易にふれあうことができる水辺空間の確保に関する整備を継続していく」ということを記載しています。

説明は以上になります。

<横木委員長>

先ほどの那珂川のご説明のときも出たご意見で、最後の42ページの点検結果の項目で文言修正されるところがありました。久慈川についても多分同様のご意見だと思いますので、「河川整備の進捗・実施状況」に関する文言のニュアンスと、【点検結果】の4つ目の「豊かな自然を再生するとともに、現存する良好な自然環境」を、ぱっと見、矛盾がないように書きかえていただく。これは、久慈川のほうでもお願いしたいと思います。それはよろしいですか。

<小平流域治水課長>

大丈夫です。基本的な趣旨は変えないように、言葉を修正させていただきます。

<横木委員長>

お願いします。

あと、先ほど桐原委員から出た広報活動というか、地元への説明会のときに一緒に川に親しんでもらうこととか、いろんなネットワークをつくるということも働きかけていただきたい、これも久慈川も同じだと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

皆さん、ご質問、ご意見いかがでしょうか。

<永井委員>

36ページの5「事業の進捗の見通し（コスト削減の取組）」で、久慈川の特性としては、樹木、特に竹が河川敷に繁茂して、かなり流れの妨げになっているという問題が、那珂川との大きな違いだと思います。そこで、伐採した樹木は産業廃棄物ということで、かなりコストがかかるわけです。その中で、ささやかと言ったら失礼かもしれませんが、コスト削減のための無償配布ということで、山田川、久慈川、里川とかありますが、実際どのくらい無償配布の希望者がいるものなのですか。どのくらいコスト削減に貢

献しているのかということです。

<小平流域治水課長>

人数まで、細かいところは把握できておりませんが、ボリュームとしては、令和5年度については2.5t配布できたと聞いています。

<永井委員>

結局、実際的なコスト削減というよりは、啓発活動のような形の意味はあると思います。流域に住んでいる方にとって、こういった樹木が河川の中に、一方では景観的な役割もあると思っていますが、基本的には流下量というか、流れを妨げるものであるということなので、このように伐採しているということで、啓発、広報活動の一環として今後も継続していただければと思います。そういう意味合いが強いと解釈してよろしいかということです。

<秋元副所長>

私は久慈川下流の出張所で所長をしていたときに伐採木の配布をしましたが、一般の方々は冬場にビニールハウスの中を温める薪ストーブに入れるということで、河川で発生した伐採木が欲しいという形で、かなり引き受けていただいていた。そういった要望は地元としてはかなりあるかなと思っています。

<永井委員>

それは結構広報しているのですか。

<秋元副所長>

樹木を伐採して配布するときに、ホームページとか各市町村の広報紙とかに載せて、配布しますよと広報した伐採木に関しては、結構な確率で用意したものがなくなるという形になっていました。

<永井委員>

大いに進めていただければと思います。

<吉池副所長（久慈川緊急治水対策河川事務所）>

私は久慈川緊急治水対策河川事務所の副所長をしております吉池といいます。今、プロジェクトを進めている事務所ですが、その中でも、改修で樹木が出たときはすぐになくなるような感じなので、沿川の方には非常に活用していただいていると思います。

<桐原委員>

竹林について、塩原地区は、永田茂衛門が霞堤をつくり、上流から流れてくる樹木を竹

林で防ぐということで、竹林を周りに植えた。その竹林は塩原地区の人が管理して、タケノコの利益とか竹材で竹管をつくったりして収益を上げる、それは全部地区に任せるといってやってきましたが、最近、私よりちょっと上の世代あたりから、そういうことで地区が管理してきたという意識がなくなっています。

それが、久慈川の河川敷、特に 22 ページに写っているような竹林は、本来、こんなに広がるはずではなかったものが、地区の人の意識の変化で放置されるという状態が出てきている。地区の歴史ですが、なぜ久慈川に竹林が植わっているのかとか、それが地区に任されているのかということが失われた結果、放置されているので、地域の人に意識してやってもらうか、これからは河川事務所が管理するというで思い切って切ってしまうか、どちらかはっきりさせたほうがいいかなといつも感じていました。今、竹林の話が出たので触れておきます。

<秋元副所長>

貴重なご意見をいただいたので、今後の河川整備に関して参考にさせていただきます。
ありがとうございます。

<吉田委員>

確認ですが、社会情勢の変化で、人口の大きな変化がない、洪水等が発生していないというのは、第2回点検からのお話でいいですか。

<小平流域治水課長>

令和元年の出水の後、令和2年度に河川整備計画を策定し直してしまっていて、その後に大きな出水は来ていないということで、記載させていただいています。

<吉田委員>

その間、この4年間程度では大きな変化は起きていないということでいいですね。

<小平流域治水課長>

ないということです。

<横木委員長>

ちょっと書き方はそっけないですが、あまりぐちゃぐちゃ書いてもしようがないですけども。

いかがですか。——よろしいでしょうか。

ご意見がなければ、特に反対意見は出なかったと思いますので、この点検結果については今回見ていただいて、文言はちょっと修正させていただきますが、特に変更なしで、

趣旨としては継続ということによろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

<横木委員長>

ありがとうございます。それでは、継続ということによって決定したいと思います。

2) 久慈川直轄河川改修事業の事業再評価

<横木委員長>

続きまして、6の2)「久慈川直轄河川改修事業の事業再評価」について、事務局からご説明をお願いします。

<小平流域治水課長>

資料2をご覧ください。「久慈川直轄河川改修事業」の事業再評価の資料です。

1ページから18ページは、先ほどの資料1と同じ内容の資料となっていますので、説明は割愛させていただきます。

19ページです。5「事業の評価」、(1)「算出の流れ、方法」について記載しています。こちらについては那珂川の記載と同じなので、説明は割愛させていただきます。

20ページも、記載内容は那珂川と同じなので、こちらについても資料の説明は割愛させていただきます。

21ページです。(3)「費用対効果分析」です。上段、「河川改修事業に関する総便益(B)」として、全体事業費に対する総便益が1632億円、残事業費に対する総便益が1071億円、当面7年間の事業に対する総便益が610億円となっています。

中段、「河川改修事業に関する総費用(C)」として、全体事業費に対する総費用が362億円、残事業費に対する総費用が127億円、当面7年間の事業に要する総費用が30億円となっています。

下段の「算定結果(費用便益比)」です。全体事業：R3～R32についてはB/Cが4.5、同じく残事業：R8～R32についてはB/Cが8.5、当面7年間：R8～R14についてはB/Cが20.2という数字が算出されています。

22ページです。(4)「貨幣換算が困難な効果等による評価」です。河川整備基本方針の規模の洪水において、久慈川左岸7.5kmで破堤した場合には、事業の実施により最大孤立者数は約1700人から約800人に、同じく電力停止による影響人口は約1400人から約500人に低減されます。

23 ページです。6 「関連自治体等の意見」です。茨城県から再評価における意見として、「久慈川流域では、令和元年東日本台風により、多くの家屋が浸水するなど、甚大な被害が発生いたしました。つきましては、沿川の安全・安心を確保する河川整備の早期完成を図る必要があることから、緊急治水対策プロジェクトを含む本事業の継続を希望します。併せて、事業実施にあたっては、徹底したコスト縮減を図るとともに、地元の意見に配慮しながら事業を進めていただくようお願いいたします」というご意見をいただいています。

24 ページです。7 「今後の対応方針（原案）」です。

(1) 「事業の必要性等に関する視点（事業の投資効果）」、①「事業を巡る社会経済情勢等の変化」について、久慈川流域は、福島県・栃木県・茨城県の3県にまたがり、下流域には工業地帯や重要港湾を有する日立市など、人口・資産が集積している下流域を洪水から防御するため、引き続き久慈川直轄河川改修事業により災害の発生の防止または軽減を図ります。②「事業の投資効果」としては、B/C が 4.5 になっています。

(2) 「事業の進捗状況・事業の進捗の見込みの視点」です。今後の実施のめど・進捗の見通しについて、特に大きな支障はありません。今後の事業実施に当たっては、社会情勢等の変化に留意しつつ、関係機関、地元関係者との調整を十分に行い、実施します。

(3) 「コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」として、ICT 技術の活用等、生産性の向上に取り組むとともに、引き続き一層のコスト縮減に努めてまいります。

最後に(4)「今後の方針（原案）」を取りまとめています。当該事業は、現段階においても、災害の発生の防止または軽減を図る目的における必要性は変わっておらず、引き続き事業を継続することが妥当と考えております。

説明については以上になります。

<横木委員長>

先ほど那珂川の直轄事業の改修の対応方針の原案でご意見がありましたところは、久慈川でも状況は同じなのかと思いますので、(2)の事業の進捗については今まで特に何も起きていないとか、想定していないことは起きていなかったというのを入れるとか、(3)も、建設業界にあまり厳しくならないようにとか。ほかの事業評価との関係もありますが、この辺は配慮しておかないとまずいかなと思いますので、ご配慮をお願いしたいと思います。

それ以外に何か、委員の皆様からご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

<吉田委員>

霞堤の整備が進められているみたいですが、霞堤が整備された場合には、霞堤の内側は多分水田地域かと思いますが、霞堤ができる前と後で農作物被害はどうなるのですか。

<吉池副所長（久慈川緊急治水対策河川事務所）>

霞堤といっても、下流部に開口部を設けて、下流のほうからじわじわと水位が上がるような形で霞堤の中に水が入っていきます。上流側から来る水だと、物が流れてきたり、土砂が堆積したりしますが、下流側の開口部からじわじわ入ってきて、川の水位が下がったときに、あわせて水位が下がっていくような形で、何か物が堆積するとか、何か被害があるというのはあまりなくて、そこは農家の方にもご理解いただいている、説明しながら対応しています。農家の方にも納得していただいた上で対応しております。

<吉田委員>

では、特段、農作物被害が大きくなるということはないということですね。

<吉池副所長（久慈川緊急治水対策河川事務所）>

そういうところはないです。

<吉田委員>

わかりました。守られるものと、逆に被害が出るところがあるのかなと思ったのですが。

<桐原委員>

地元の人たちは霞堤から上流へじわじわと来るものだから、川の養分が水田になるので、たまには水があふれてくれるぐらいのほうがいいという意識を昔は持っていました。ただ、今は、さっきの竹林と同じようにそういう意識自体が薄れているので、ちゃんと説明しないとイケません。霞堤からじわじわとあふれたものは、水が引けばそのまま去っていくので、稲などが倒れるとかそういうことは、霞堤自体ではない。ただ、別のところから越水してしまうと全部ベタッとやられてしまう。富岡橋などは、この前の台風 19 号のときには水田が完全にベタッと倒れてしまいました。決壊ですものね。

<吉池副所長（久慈川緊急治水対策河川事務所）>

あそこは決壊して、被害が生じてしまいました。

<横木委員長>

ほかにはいかがでしょうか。——よろしいですか。

事務局から何か文言の修正等について、特に問題ないかとか、難しいとか、何かありますでしょうか。大丈夫ですか。

<小平流域治水課長>

こちらで案をつくらせていただきまして、メール等で意見照会をさせていただきたいと思っています。

<横木委員長>

では、趣旨としては変わらなくて、ニュアンスとか言い回しだと思いますので、委員の皆さん、それはご理解をお願いします。

それでは、ご質問、ご意見がないようでしたら、対応方針についても特に反対のご意見はなかったと思いますので、文言の修正はありますが、原案についてご承認をいただきたいと思います。事業を進めていくということによろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

<横木委員長>

ありがとうございます。それでは、継続ということで決定したいと思います。

以上で私の議事は終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。

7. 閉 会

<秋元副所長>

横木委員長、議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご議論いただきありがとうございました。

冒頭にご説明させていただいたとおり、今回、審議いただいた久慈川直轄河川改修事業の審議結果は、対応方針（案）として、今後、事業評価監視委員会へ報告させていただく予定でございます。

本日の議事録につきましては、運営要領第4条のとおり、内容をご確認いただいた後に、国土交通省関東地方整備局のホームページにおいて公開することといたします。

以上をもちまして第1回久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会を終了させていただきたいと思います。

引き続き、取材をご希望の方は、この後、対応したいと思いますので、このままお待ちください。

長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。これで終了とさせてい

たゞきます。

午後6時01分 閉会